



医政発0331第60号  
平成26年3月31日

各〔都道府県知事  
保健所設置市市長  
特別区区长〕殿

厚生労働省医政局長



臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき  
厚生労働大臣が定める施設の一部を改正する件の施行について

臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設の一部を改正する件（平成26年厚生労働省告示第156号。以下「告示」という。）が公布され、平成26年4月1日より施行されることとなった。この改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、今後の改正告示の円滑な施行に御配慮をお願いしたい。

## 記

### 第一 改正の趣旨

日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）等において、国民の健康寿命を延伸する産業の創出に取り組むこととされているところ、近年見られる、利用者自らが採取した血液について民間事業者が血糖値や中性脂肪などの生化学的検査を行うサービス（以下「簡易な検査」という。）については、診療の用に供する検体検査を伴わないことから、診療の用に供する検体検査の適正の確保という衛生検査所の登録制度の趣旨を踏まえ、今般、簡易な検査を行う施設について、衛生検査所の登録を不要とすることとしたものである。

### 第二 改正の内容

告示第四号に新たに「ホ 人体から採取された検体（受検者が自ら採取したものに限る。）について生化学的検査を行う施設（イからニまでに掲げる施設を除く。）」を設けることとする。